

# ○東京薬科大学情報システム運用基本方針

令和元年12月17日

制定

(情報システムの目的)

**第1条** 東京薬科大学（以下「本学」という。）情報システムは、本学の理念と使命の実現のため、本学の全ての教育・研究活動及び運営の基盤として設置され、運用される。

(運用の基本方針)

**第2条** 前条の定める目的を達成するため、本学情報システムは別に定める情報システム運用基本規程（以下「基本規程」という。）により、安全、かつ、効率的に運用され、全学に供用される。

(情報セキュリティポリシーの構成)

**第3条** 本基本方針及び基本規程は本学情報システムに係る情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を構成する。基本方針はポリシーの基本的な考え方を示し、基本規程は情報セキュリティ対策に必要な措置についての基本事項を示す。

(情報セキュリティ確保のための基本的考え方)

**第4条** 情報セキュリティ確保のため、次に掲げる事項を継続的に検討し、改善する。

- (1) 情報資産の重要度に応じた分類と管理
- (2) 情報セキュリティを損ねる行為の抑止
- (3) インシデントへの対応と再発防止
- (4) 高等教育機関としての情報セキュリティの確保に関する啓発
- (5) 実情に応じた規程等の点検及び改善
- (6) 個人情報の保護

(利用者の義務)

**第5条** 本学情報システムを利用する者や運用の業務に携わる者は、ポリシーに沿って利用し、別に定める運用と利用に関する実施規程等を遵守しなければならない。

(罰則)

**第6条** 本方針に基づく規程等に違反した場合の利用の制限及び罰則は、それぞれの規程等に定めることができる。

## 附 則

この規程は、令和元年12月17日から施行する。